

電力分野における実態調査報告書 ～発電・小売分野について～ (概要)

令和7年4月



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

調査の趣旨・背景

- 公正取引委員会においては、これまでも、電力市場における競争環境に関する実態調査を行ってきたところ、「電力市場における競争の在り方について」（平成24年9月公表）による提言の公表や、平成30年2月の経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の「競争的な電力・ガス市場研究会」における意見表明を実施。
- 政府において「2050年カーボンニュートラル実現」が表明されたことを受けて、電源の非化石化及び再エネ電源主力化の推進が求められることとなり、安定的な電力供給の維持及び確保が課題。
- LNG等の燃料価格上昇を背景に、卸電力市場価格の高騰や電力需給逼迫が生じた結果、平成12年の小売分野の部分自由化後に小売分野に新規参入した事業者（新電力）の撤退等が相次ぐ。
- 公正取引委員会としては、デジタル社会や脱炭素社会において、家庭生活や産業活動の重要な基盤となる電気については、需要家にとって、常に多様な選択肢が確保され、自己のニーズに合った形で電力会社や料金メニューを選択できる利益や、効率化による価格低下等が実現する利益を持続的に享受できることが一層重要になるとの認識の下、これらの利益を実現するためには、競争環境の整備も引き続き重要。

⇒ **まずは卸分野を中心に調査を実施し、令和6年1月に「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」を公表。
今般、発電分野や小売分野を中心に継続実施してきた調査結果を取りまとめ、公表することとした。**

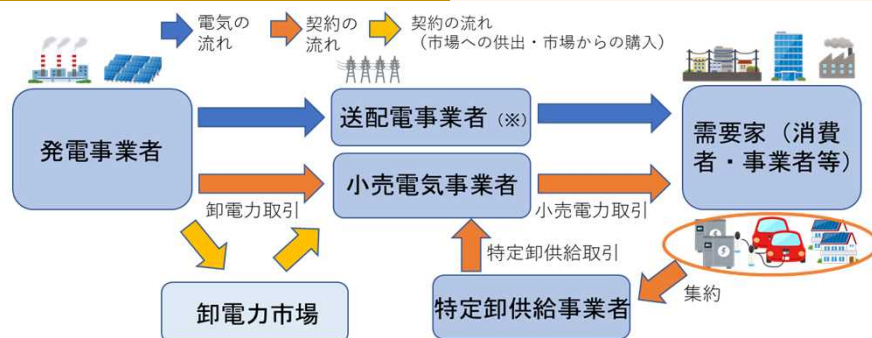
調査方法等

◆ヒアリング調査：
令和6年3月～同年10月

対象	ヒアリング調査
旧一般電気事業者	12社
一般送配電事業者	9社
新電力・新電力系発電事業者	9社

電力取引の流れ

電気・契約の流れ



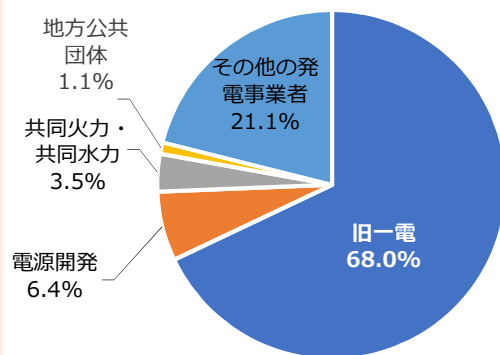
電気事業法上の規制

	参入規制	業務上の義務
発電事業	届出制	・調整力等の供給
小売電気事業	旧一電	・特定小売供給 (経過措置料金) ・供給能力の確保 等
	その他の小売電気事業者	・供給能力の確保 等
一般送配電事業	許可制	・託送供給 ・電力量調整供給 ・最終保障供給 ・離島等供給
特定卸供給事業	届出制	・特定卸供給

※発電事業者が発電した電力を小売電気事業者等に卸売を行う際の取引条件について、電気事業法上、特段の規制はない。

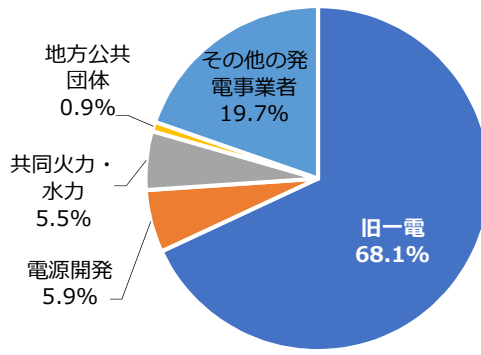
発電分野のシェア (令和6年3月時点)

発電設備容量のシェア
(総発電設備容量 約2.65億kW)



- 総発電設備容量：約2.65億kW
- うち旧一電計：約1.80億kW (シェア68.0%)

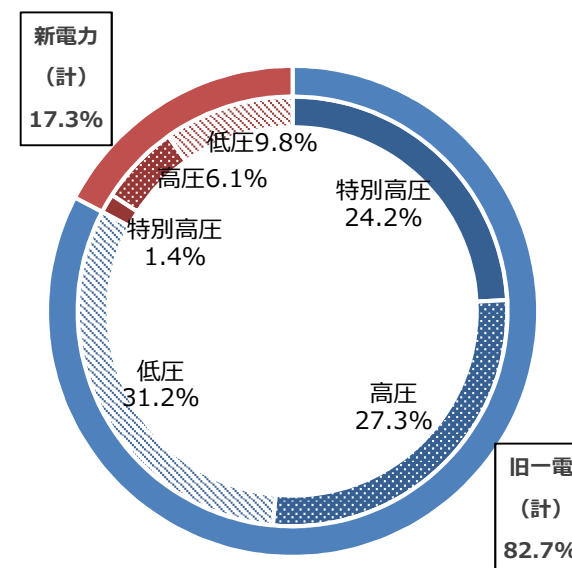
発電実績のシェア
(総発電実績 約8264億kWh)



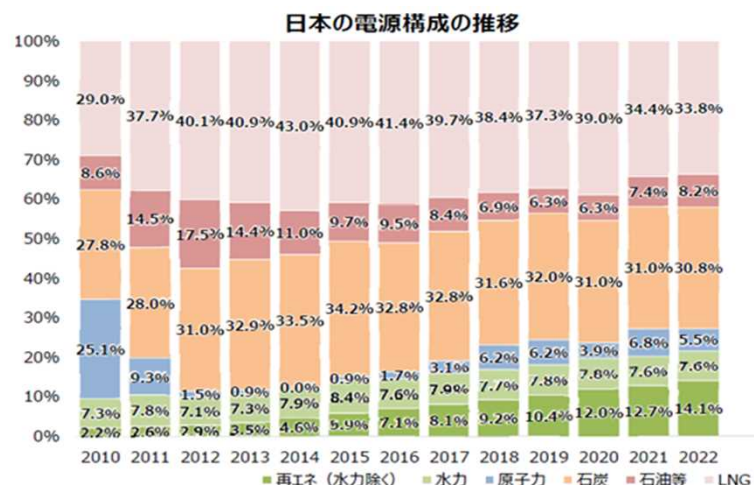
- 総発電電力量：約8264億kWh
- うち旧一電計：約5626億kWh (シェア68.1%)

小売分野のシェア (令和6年3月時点)

令和6年3月販売量のシェア
(総販売実績 約702億kWh)



日本における電源構成の推移と2040年度の電源構成の見通し



2040年度のエネルギーミックス



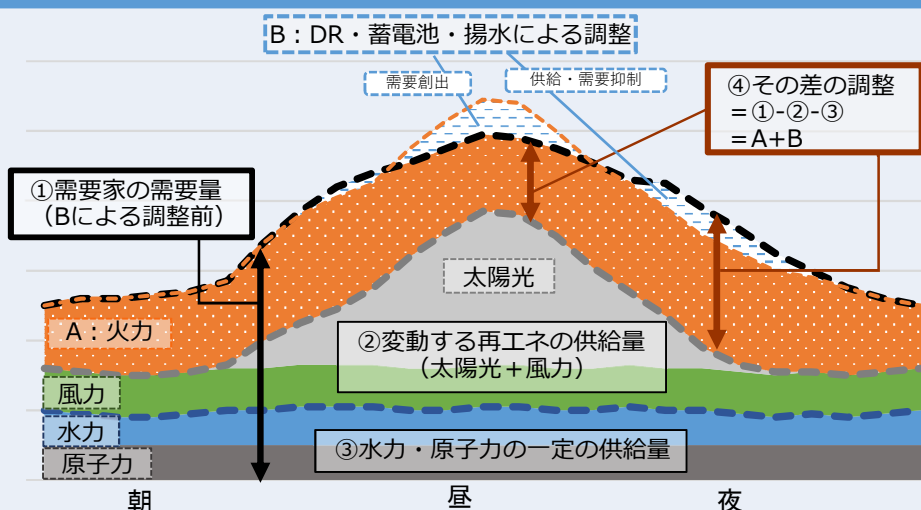
- エネルギーセキュリティ確保や気候変動問題への対応等の潮流を踏まえ、再エネの主力電源化を目指す動き。

<再エネ比率>

22.9% (2023年度) → 4~5割 (2040年度)

(第7次エネルギー基本計画)

需要量の変動、再エネの供給量の変動に応じた需給調整



- 電力の安定供給のため、需要量と供給量の一致 (同時同量) が必要。
- 必要な需要家の需要量は時間帯・季節によって変動し (①)、再エネ供給量も変動するため (②)、出力調整可能な火力電源 (A) や、DR (デマンドレスポンス)・蓄電池・揚水 (B) を活用し変動を補う必要がある。

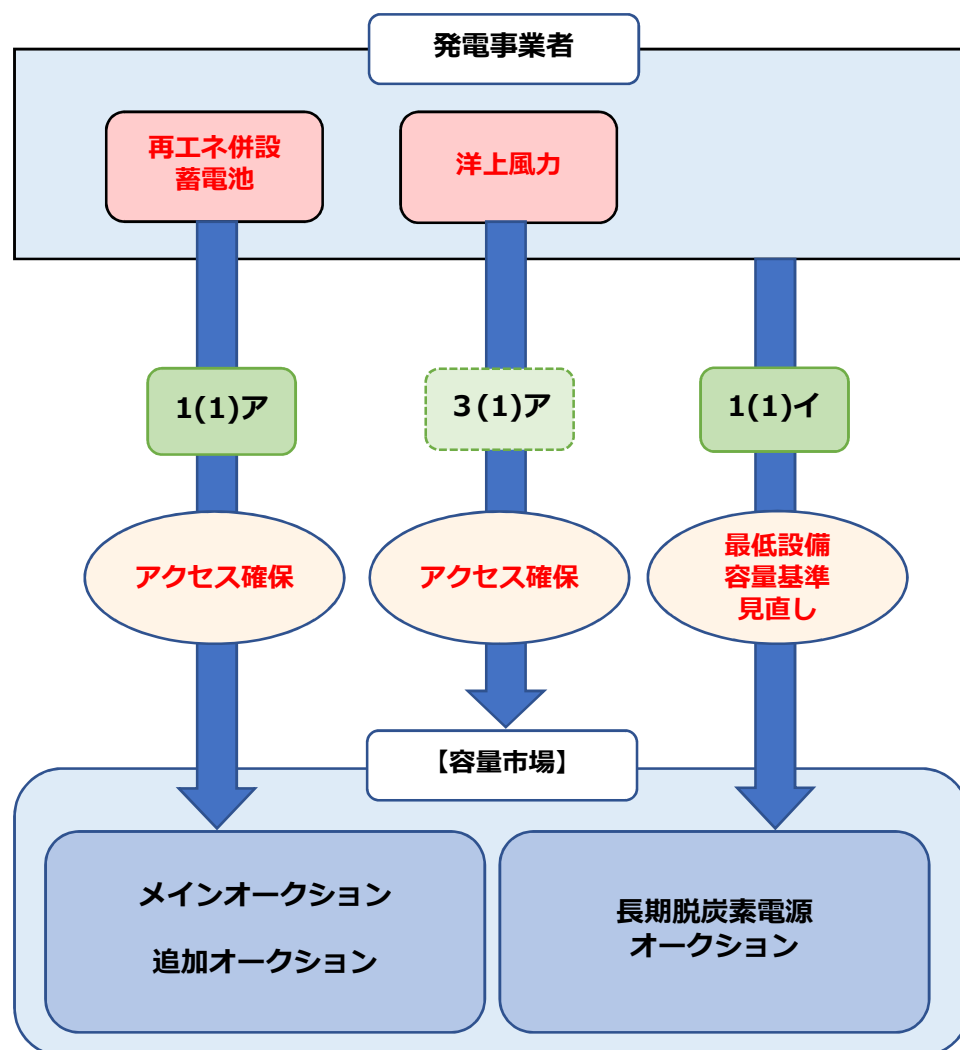
電源等の価値の市場取引

電源等の価値	取引される価値 (商品)	取引される市場
電力量 【kWh価値】	実際に発電された電気	卸電力市場
供給力 (容量) 【kW価値】	発電することができる能力	容量市場
調整力 【ΔkW価値】	短時間で需給調整できる能力	需給調整市場
非化石 【環境価値】	非化石電源で発電された電気に付随する環境価値	非化石価値取引市場

- 市場原理を活用した制度運用という考え方にに基づき、電源等の保有する価値を様々な面から切り取り、それぞれの価値を取引する市場の整備が進展。
- 市場で評価される価値には、電力そのものの価値のほか、非化石価値等の環境価値も含まれる。

提言第1：電源等の有する価値の取引における課題
(1)供給力価値（kW価値）取引における課題

提言第3：洋上風力発電の公募制度及び資源の供給安定における課題



1(1) 供給力価値（kW価値）取引における課題

ア 容量市場への参入促進

再エネ併設型蓄電池の容量市場アクセス確保
(報告書第7の1(1)ア)

イ 長期脱炭素電源オークションの参入促進

各電源の最低設備容量基準の見直し
(報告書第7の1(1)イ)

3(1) 洋上風力発電の公募制度における課題

FIP支援を受けない洋上風力電源の容量市場アクセス確保
(報告書第7の3(1)ア)

※ 提言第3(1)アとして後掲

1(1)ア 容量市場への参入促進(再エネ併設型蓄電池の容量市場アクセス確保) (報告書第7の1(1)ア)

現状

- 容量市場メインオークション等においては、1地点で複数の電源区分で応札すること(1地点複数応札)が可能であるが、安定電源(火力発電等)と発動指令電源(DR等)の組合せのみが認められている。
- 変動電源(非FIT/FIPの太陽光発電等の再エネ発電)との組合せについては、気象条件等により出力変動することを踏まえて、合理的な実績値評価を行うこと等に対する課題があり、認められていない。

新電力(発電)の意見

- 変動電源とそれに併設される蓄電池(再エネ併設型蓄電池)の1地点複数応札については、容量市場への参加が認められていないが、海外では容量市場への参加が認められている事例もある。

競争政策上の考え方

- 変動電源と再エネ併設型蓄電池の組合せを含む1地点複数応札についても、**将来的に技術的な制約等が解決した場合には、容量市場への参入を認める**ことにより、**再エネ発電・蓄電池事業者の参入及び発電事業者間の競争を促すことが競争政策上望ましい**。

1(1)イ 長期脱炭素電源オークションの参入促進(各電源の最低容量基準の見直し) (報告書第7の1(2)イ)

現状

- 長期脱炭素電源オークションの制度においては、電源種別ごとに最低設備容量の基準が定められている。

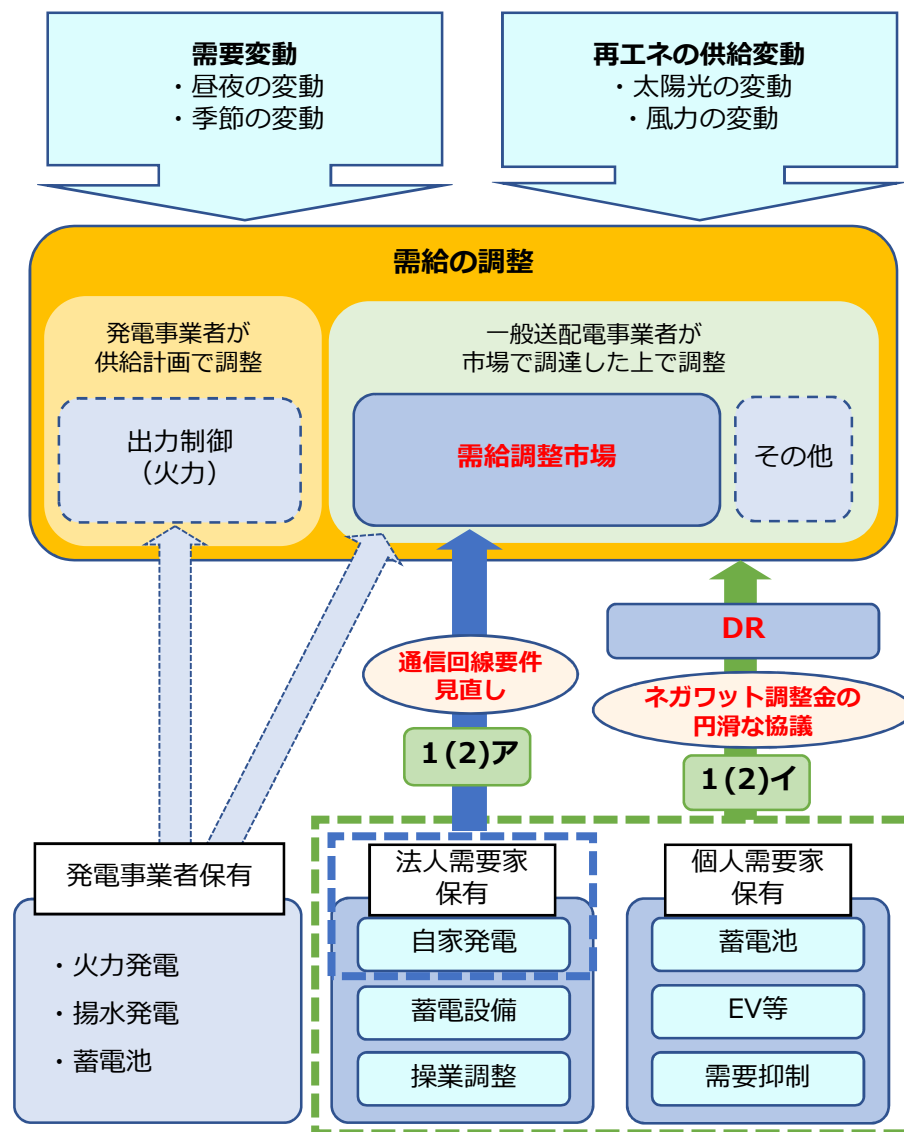
旧一電発電・新電力(発電)の意見

- 再エネ電源の最低設備容量については、原子力・火力と同様に10万kWとなっているが、再エネ電源で1発電所10万kWは応札のハードルが高い。
- 大手電力会社以外の事業者が有する発電所は規模が小さいものも多く、新設・リプレイス又は改修いずれにおいても最低設備容量の基準を満たすことが難しい。

競争政策上の考え方

- 仮に現行の最低設備容量の基準が、特定の電源の発電事業への**参入阻害として作用していることが認められた場合には、最低設備容量の基準の扱いも含めて見直すことが競争政策上望ましい**。

提言第1：電源等の有する価値の取引における課題
(2)調整力価値（ΔkW価値）の取引における課題



1(2) 調整力価値（ΔkW価値）の取引における課題

ア 需給調整市場への参入促進

通信回線要件の見直し
(報告書第7の1(2)ア)

イ DRに係るネガワット取引の透明性向上

ネガワット調整金の円滑な協議
(報告書第7の1(2)イ)

提言第1：電源等の有する価値の取引における課題

(2)調整力価値(ΔkW価値)の取引における課題



1(2)ア 需給調整市場への参入促進(通信回線要件の見直し)(報告書第7の1(2)ア)

現状

- 需給調整市場に参入する電源は、一般送配電事業者からの出力調整指令に応じるため、電力系統(送配電網)に連系するとともに、一送の指令等を受け取るための通信回線が必要となる。法人需要家の保有する自家発電設備を用いて需給調整市場に参入するためには、新たに通信回線を設置する必要がある。
- 通信回線は、専用通信回線(専用線)の敷設が簡易指令システムを用いる方法があるところ、定格出力が10万kW以上の単独発電機を系統に連系する場合には専用線を敷設することとされている。

新電力(発電)の意見

- 自社の顧客が自家発電設備を用いて需給調整市場に参入するに当たり、一般送配電事業者が敷設した光ファイバー(自社線)以外のキャリア回線(他社線)での専用線の接続が認めてもらえなかったことがあった。

競争政策上の考え方

- 一般送配電事業者は、実際に申出を受けた場合に、セキュリティ方針や設備仕様・技術面の観点などを考慮の上、可能な限り**通信回線の要件等を柔軟に運用**することで、需給調整市場への電源の参入を促進し、**需給調整市場の競争を促進**することが**競争政策上望ましい**。

1(2)イ DRに係るネガワット取引の透明性向上(ネガワット調整金の円滑な協議)(報告書第7の1(2)イ)

現状

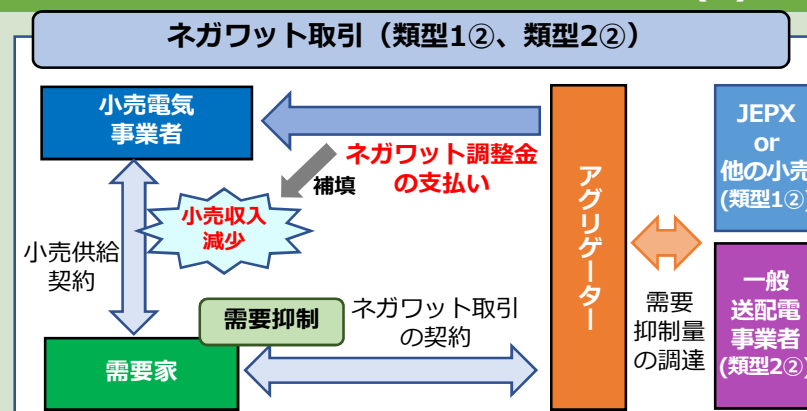
- ネガワット取引(類型1②及び類型2②)については、需要抑制を行う需要家に小売供給を行う小売電気事業者の売上減少補填のため、アグリゲーターが供給元小売電気事業者に対してネガワット調整金を支払う必要がある。
- ネガワット調整金の決定に当たっては、資源エネルギー庁策定のガイドラインに沿って、アグリゲーターと供給元小売電気事業者の間の協議において決定することが推奨されている。

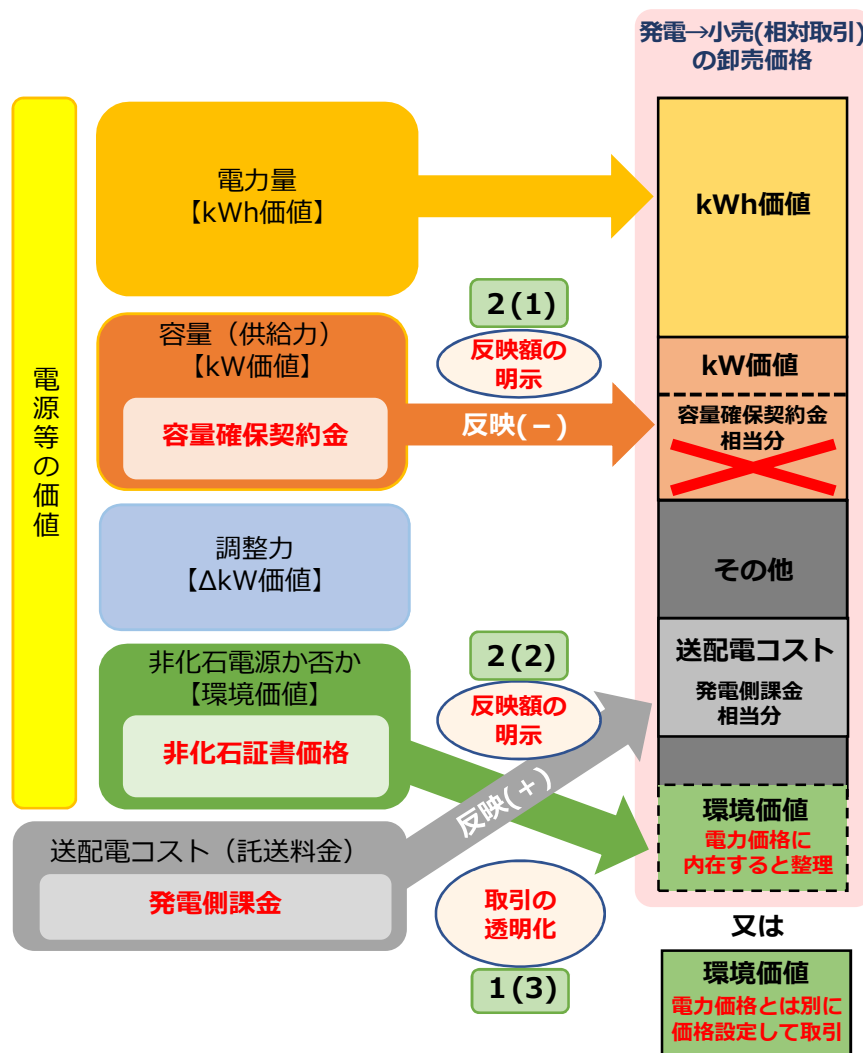
アグリゲーターの意見

- ネガワット調整金契約における適用単価について小売電気事業者の契約単価を採用する場合において、エビデンスを提示してもらえないことがあり、提示された単価が本当に需要家との契約単価なのか確認できないケースがある。
- 過大なネガワット調整金を強いてくる小売電気事業者がいる。

競争政策上の考え方

- アグリゲーターと小売電気事業者の間の円滑な協議の促進等のため、小売電気事業者は、適正価格を設定していることが取引当事者同士で確認できるよう、**ネガワット調整金の算定根拠**を可能な限り**明示**することが**競争政策上望ましい**。





1(3) 環境価値の取引における課題

旧一電内部における環境価値取引の透明化
(報告書第7の1(3))

2 発電事業者・小売電気事業者間における相対取引の透明性向上

(1) kW価値取引の透明性向上

容量確保契約金の卸売価格への反映
(報告書第7の2(1))

(2)送配電コスト負担の透明性向上

発電側課金の相対取引への反映
(報告書第7の2(2))

1(3) 旧一電内部における環境価値取引の透明化（報告書第7の1(3)）

現状

- エネルギー供給構造高度化法により、小売電気事業者は一定量の非FIT非化石証書を市場取引又は発電事業者との相対取引によって確保することが義務付けられている。
- 一部の旧一電発電は、グループ内の小売電気事業者との内部取引において、電力価格と非化石証書の価格設定を分離せず、一体で価格を設定している。

新電力（小売）の意見

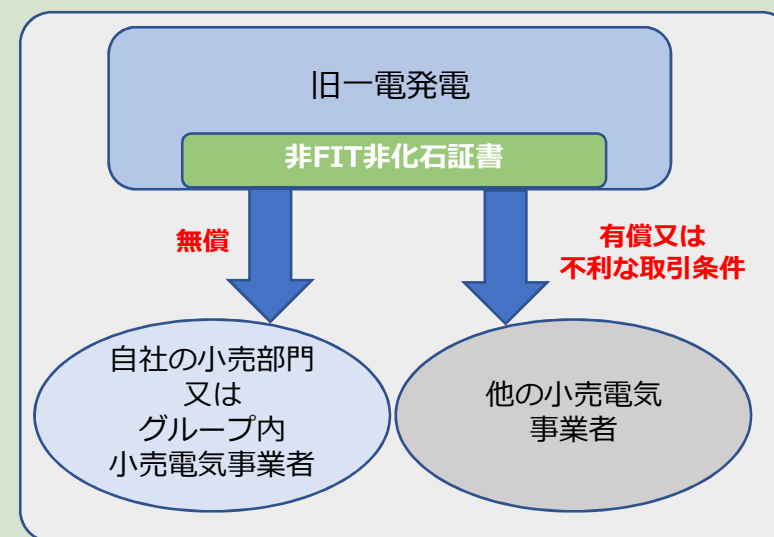
- 高度化法の義務の対象となっている新電力は、非FIT非化石証書の購入費用を小売価格に反映しなければならないが、旧一電グループ内の取引は外部から検証できないことから、これらの取引量や価格を公表すべきではないか。
- 電取委の報告によれば、一部の旧一電の発電部門と小売部門の内部取引において、非FIT非化石証書を値付けせずに取引している事例がある。新電力が非FIT非化石証書の調達にコストを負う一方、こうした旧一電小売がコストをかけずに調達しているとすれば問題ではないか。

独占禁止法上の考え方

- 旧一電発電が、非FIT非化石証書の取引について、**合理的な理由なく、内部取引を無償とする一方、他の小売電気事業者に対しては有償又は不利な取引条件を設定するなどすること**で、他の小売電気事業者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより、公正な競争秩序に悪影響を与える場合には、**独占禁止法上問題となる（差別対価、差別取扱い等）**。

競争政策上の考え方

- 非FIT非化石証書を無償で取引していないこと等を明確化するため、旧一電発電は、**旧一電の内部取引**においても、**価格設定を行うこと**が**競争政策上望ましい**。



2(1) kW価値取引の透明性向上（容量確保契約金の卸売価格への反映）（報告書第7の2(1)）

現状

- 容量市場制度に基づき、小売電気事業者等が拠出する容量拠出金を原資に、発電事業者等はその供給力（kW価値）の対価として、容量市場で落札した電源について容量確保契約金を受け取ることとなる。
- 発電事業者等と小売電気事業者の間の既存の相対取引にkW価値への対価が含まれている場合、発電事業者等はkW価値の対価を容量市場（容量確保契約金／小売電気事業者が支払う容量拠出金）と既存の相対契約の双方から受け取ることとなり、その全部又は一部が重複する（発電事業者等が二重取り、小売電気事業者が二重負担）ため、当事者間の協議で卸売価格を適正に見直す必要があるところ、資源エネルギー庁において既存契約見直しに当たっての指針を定めている。
- 旧一電各社によって、令和6年度向け卸売価格に容量確保契約金の反映額を明示しているかの対応が分かれた。

新電力（小売）の意見

- 容量確保契約金の卸売価格への反映状況が分からない場合、発電事業者等から提示された卸売価格が適正かどうか検証できず、小売電気事業者として需要家への説明も困難になる。

競争政策上の考え方

- **発電事業者**は、その**容量確保契約金**の小売電気事業者への**卸売価格への反映額を明示**することが、**競争政策上望ましい**。

<相対契約を締結している場合の金銭の流れ>



2(2) 送配電コスト負担の透明性向上（発電側課金の相対取引への反映）（報告書第7の2(2)）

現状

- 発電側課金は、従来、小売電気事業者が全て負担していた託送料金の一部を発電事業者等が負担する制度として、令和6年4月から導入。
- 発電事業者は、発電側課金の導入に係る費用を、発電料金の一部として小売電気事業者との相対取引における卸売価格に転嫁することで回収する必要があるが、転嫁が円滑に進まないと、制度変更に伴う負担を発電事業者が一方的に負うこととなるため、当該費用の円滑な転嫁に向けて事業者間で適切な協議が行われるよう、経済産業省における指針の策及び電取委におけるモニタリングが実施されている。
- 旧一電各社によって、令和6年度向け卸売価格に発電側課金の反映額を明示しているかの対応が分かれた。

新電力（小売）の意見

- 発電側課金の卸売価格への反映状況が分からない場合、発電事業者から提示された卸売価格が適正かどうか検証できず、小売電気事業者として需要家への説明も困難になる。

競争政策上の考え方

- **発電事業者**は、その**託送料金の発電側課金**の小売電気業者への**卸売価格への反映額を明示**することが、**競争政策上望ましい**。

<従来の託送料金制度>



<発電側課金導入後>



前提

- 洋上風力発電の公募制度においては、供給価格点：事業実現性評価点＝1:1で評価。
- 公募第2ラウンド以降、FIP制度の利用が前提。
- 供給価格点については、第2ラウンド以降、市場価格を十分に下回り、FIP制度のプレミアムが生じない水準としてゼロプレミアム水準を設定。当該水準以下の供給価格での提案があった場合、当該提案の供給価格点を一律満点とするとともに、その他の提案は「供給価格点＝（ゼロプレミアム水準／提案者の供給価格）×120点」とすることとされた。

3(1)ア 他の電源との競争環境整備 (FIP支援を受けない洋上風力電源の容量市場アクセスの確保) (報告書第7の3(1)ア)

現状

- 現在の洋上風力発電の公募制度はFIP制度の利用が前提とされているが、FIP制度を利用する電源は容量市場に参加できない。
- 現状の公募制度において、確実に落札するためには、ゼロプレミアム水準での入札が事実上余儀なくされている。
- 一定の条件を満たしたゼロプレミアム案件については、令和7年度（令和11年度実需給）の容量市場（メインオークション）に参加させる方針が経済産業省の審議会です承されるとともに、引き続き参加に当たっての詳細な制度検討を継続することとされた。

旧一電発電・新電力（発電）の意見

- 落札するためには、ゼロプレミアム水準の価格で入札しなければならない仕組みとなっている。ゼロプレミアム水準での入札ではプレミアムが受け取れず、FIP制度を利用する意味はないにも関わらず、FIP制度の利用が前提のため、容量市場にも長期脱炭素電源オークションにも参加することができず、他の電源が利用可能な固定費回収手段にアクセスできない。

競争政策上の考え方

- ゼロプレミアム水準で入札した事業者が落札した電源は、プレミアム収入を受け取れない一方、容量市場や長期脱炭素電源オークションといった固定費を回収する他の制度が利用できないという点で、他のFIT・FIPを利用せず、容量市場等を利用する電源と比較しても不利な立場にあると評価することもできる。
- 固定費の回収手段を制度的に設けることは、多様な事業者の洋上風力公募への参入の促進に寄与すると考えられることから、経済産業省においては、ゼロプレミアム水準で落札した電源と他の電源とが**公正な環境で競争できる形で容量市場に参加できる**ようにすることが**競争政策上望ましい**。

3(1)イ 新規参入を促進する公募制度 (公募における価格評価の見直し) (報告書第7の3(1)イ)

現状

- 現状の洋上風力発電の公募制度において、1事業者でもゼロプレミアム水準での入札があった場合、それ以外の価格での入札は供給価格点が著しく低くなることから、事実上ゼロプレミアム水準で入札しないと落札できない事態が発生し得る。
- この点については、経済産業省の審議会において、供給価格点のあり方の見直しが行われ、プレミアム収入が生じる見込み等を勘案した新たな水準（準ゼロプレミアム水準）を設定し、事業実現性評価の点数によっては、準ゼロプレミアム水準で入札した事業者が落札可能となるようにする旨の方針が示され、当該方針に基づき、「一般海域における占用公募制度の運用指針」が改訂された。

旧一電発電・新電力（発電）の意見

- 供給価格がゼロプレミアム水準か否かで、供給価格点で大きく差がついてしまうと、事業実現性評価点で挽回することは難しい仕組みになっているため、落札するにはゼロプレミアム水準での入札しか選択の余地がない。

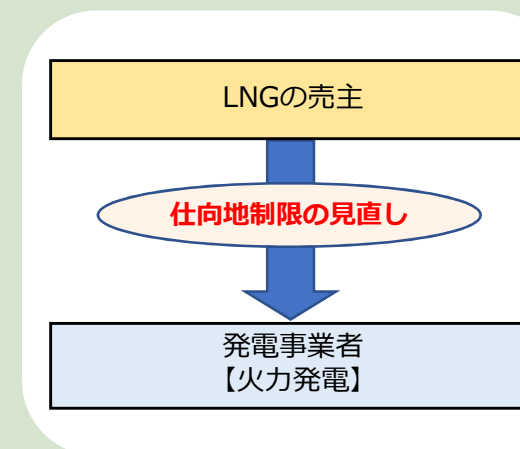
競争政策上の考え方

- 多様な事業者の新規参入を促進するため、供給価格点を見直し、事業実現性評価点によっては、ゼロプレミアム水準以外でも**落札可能となる環境**を整備することは、**競争政策上望ましい**。

(2) LNGの安定調達（LNG取引の仕向地制限の見直し）（報告書第7の3(2)）

現状

- LNG火力について、燃料を海外からの輸入に頼る我が国においては、様々な考慮要素のバランスを見ながら、エネルギー安全保障に資する形で長期契約を確保していくことが重要。
- 中長期的なLNG火力の需要見通しが不透明であることから、LNGの長期契約の締結は、買主（旧一電及び新電力）において余剰を抱えるリスクを生じさせるところ、仕向地制限が付されていると、買主は調達したLNGを再販売することが制限される。
- LNG取引において、仕向地制限を設定することは、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となるおそれがある（「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」（平成29年6月公正取引委員会））。
- JOGMEC（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）によるLNG売買契約における仕向地制限等の実態調査によれば、上記の公取委の調査報告書の公表以降、仕向地制限が課せられている契約数量と全体に占める割合が減少する傾向にあるなど、仕向地制限の見直しが着実に進んでいる。



旧一電及び新電力（発電・LNG輸入事業者）の意見

- 仕向地制限の緩和により、LNG需要の変動時の転売等が容易になるため、将来のLNG需要が不確実な中においては、既存長期契約の更新・新規長期契約の締結いずれにおいても障壁を下げる効果・影響があるとする。

競争政策上の考え方

- 仕向地制限の見直しにより、LNGの再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行が減少してLNG市場の競争が促進されることから、引き続き**仕向地制限の見直し**が進むことが**競争政策上望ましく**、その進捗を確認できるよう、**JOGMEC**においては**実態調査を当面継続**することが望ましい。

公正取引委員会の今後の取組

公正取引委員会は、引き続き、経済産業省（資源エネルギー庁及び電取委）とも連携し、電力分野の取引について注視するとともに、本報告書等において示した独占禁止法又は競争政策上の考え方の関係事業者等への普及・啓発に努めることにより、関係省庁や事業者等において、電力市場における事業者間の公正かつ自由な競争の促進につながるような取組が進展することを期待する。加えて、今後、独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には厳正に対処していく。